

第10回 四日市徹夜踊り 協賛広告募集要項

1. 募集の目的

四日市徹夜踊りの開催・運営資金に充てるため、協賛広告を募集します。

2. 掲出対象

協賛広告の掲出対象は、以下のいずれかに該当するものとします。

- ①企業、団体または個人
- ②その他、実行委員会が認めるもの

下記に該当するものは掲出できません。

- ①「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」第2条に掲げるもの。ただし、同法同条第1項第4号及び第5号に該当するものはその限りではありません。
- ②公序良俗に反するおそれのあるもの
- ③政治活動、宗教活動に係るもの
- ④人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれのあるもの
- ⑤「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号から第6号に規定する団体及び構成員によるもの。また、その関係業者を利用、又は役員、使用人等が関係者であるもの
- ⑥上記に掲げるもののほか、実行委員会が不適切と認めるもの

3. 協賛広告の種別

協賛広告は下記の種別があります。

種別	内容	協賛広告料
ステージ前縁、観客席フェンス	幅 5.40m×高さ 0.9m	100,000 円
ステージ背面パネル（大）	幅 0.9m×高さ 0.6m	30,000 円
ステージ背面パネル（小）	幅 0.6m×高さ 0.3m	10,000 円

広告の掲載順序・位置等については実行委員会で決定させていただきます。

4. 申し込み方法

協賛申込書を実行委員会に提出してください。郵送、メール、FAXでも受け付けます。

5. 協賛広告料の支払い方法

協賛広告料は令和8年9月4日（金）までに、下記の実行委員会口座にお振り込み願います。お振込の際の手数料はお申込者様にてご負担いただきますようお願いいたします。なお、会場配布パンフレットに協賛名を記載いたしますので上記の期日を過ぎますと記載されない可能性がありますことを予めご了承ください。

三重北農業協同組合 羽津支店
普通預金 0027771
四日市徹夜踊り実行委員会 代表 中原弘貴

6. 協賛広告料金の返還

お支払いいただきました協賛広告料は、本イベントが、台風の来襲などのやむを得ない事情で中止になった場合でも、原則として返金いたしませんので、ご承知おきください。

7. お問い合わせ先

四日市徹夜踊り実行委員会

〒510-0003 四日市市大宮町 13 番 12 号（羽津地区まちづくり推進協議会事務局内）

TEL & FAX 059-331-5333

E メール mail@yontetu.com